

授業コード	11N2042ZN7		
授業名	特許法		
英文名	Patent Law		
開講年度学期	2018年度 後期	曜日・時限	月曜7限
単位数	2.0		
主担当教員	神田 正義		
副担当教員			

目的概要	我が国は、科学技術創造立国及び知的財産立国を目指していることから、「a) 科学者・技術者は開発・設計等の知的創造活動によって発明等の価値ある情報を生成する。b) そのような情報を特許化(権利化)して知的財産として保護し、c) 特許の利用によって経済的資源を得る。d) その経済的資源を更に知的創造活動に投入する。」という「a→b→c→d→aの知的創造活動のサイクル」を形成し推進している。したがって、特許法等の知的財産法の理解は不可欠であり、本講義を通じてその理解を深めてもらいたい。 【授業形態】講義
達成目標	①(学生は、特許法を初めとする知的財産権法に関し、知的財産権法がなぜ必要かを理解した。 ②学生は知的財産権法の概略を理解した。 ③学生は知的財産法の保護対象と、知的財産権の登録要件について具体例を含めて理解した。 ④学生は知的財産権法によって知的財産の権利者が民事的・刑事的にどのように保護されるかを理解した。
関連科目	情報化社会と知的財産権
履修条件	なし
教科書名	特になし。 授業において講師作成のレジュメを配布しテキストとする。
参考書名	授業中に適宜紹介するが、特許庁の研修用テキスト(初級編等)が特に参考になる。 また、現在絶版中の産業財産権標準テキスト総合編(発明推進協会発行)があれば参考書にできる。
評価方法	出席に伴う平常の学習と、中間レポートと期末レポートとにより目標が達成されたか否かを評価する。平常学習: 中間レポート: 期末レポート=2:4:4
学習・教育目標との対応	
DPとの対応(2017年以降入学者用)	(1)事前学習: 特許庁発行の知的財産権制度説明会(初心者向け)テキストをダウンロードにて入手し、そのテキストにおいて、授業のカリキュラムに沿った部分に目を通しておいていただきたい。 (2)事後学習としては、上記説明会テキストや授業で配布するレジュメや口頭にて紹介する参考資料について参照し、理解を深めていただきたい。この場合、紹介する参考資料は、特許庁や文化庁のホームページにてテキストがダウンロードできるものが多いので、まずそれらを入手して参照し、理解をした後に、さらに実務的なテキストや法律の参考書を読み理解を進めて頂きたい。
事前・事後学習	
自由記載欄	

テーマ・内容	
第1回	①授業ガイダンスを行う。 ②特許等の知的財産権のあらましを説明する。 発明、特許、知的財産、知的財産権(産業財産権等) 【事前学習】可能であれば、例えば特許庁のホームページから「知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト 経済産業省」等の講習会テキストをダウンロードして該当項目を理解するという予習を実施する。(120分) 【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)
第2回	特許制度概要(1) 導入 ①特許制度とは ②「発明」とは ③「特許」になる発明 ④特許を受けることができる者 ⑤特許を申請「出願」するには ⑥特許権の効力(存続期間)、利用 【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分) 【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)
第3回	特許制度概要(2) ①特許制度と研究・開発者 ②特許を受けことができる発明 ③新規性 ④進歩性 ⑤特許権の効力について ⑥外国での特許権取得 【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分) 【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)

第4回	<p>研究活動と知的財産(その1)発明はだれのものか</p> <p>①発明者と特許を受ける権利 ②特許を受ける権利の承継 ③特許を受ける権利がないとき ④特許を受ける権利を有する者が複数の場合</p> <p>⑤職務発明 ⑥職務著作</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第5回	<p>特許明細書の書き方(1)</p> <p>①概要 ②特許出願の準備 ③特許請求の範囲の作成 ④明細書の作成</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第6回	<p>特許明細書の書き方(2)演習</p> <p>①前回の復習 ②事例 ③演習</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第7回	<p>提出書類が不備ある場合の対応</p> <p>・書面や内容に不備がある時</p> <p>→拒絶理由通知に対する対応措置</p> <p>①意見書 ②補正書 ③記載例。</p> <p>・中間レポートの課題を提示</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第8回	<p>研究活動と知的財産(その2)知的財産の利用と活用</p> <p>①知的財産利用 ②知財活動の意義 ③標準化と知的財産 ④知財の利用、活用</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第9回	<p>進歩性判断の演習</p> <p>・演習</p> <p>・発明はだれのものか</p> <p>・秘密情報の管理</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第10回	<p>特許制度とその他の知的財産制度</p> <p>①知的財産制度(知的財産権法)の種類</p> <p>②産業財産権法の種類</p> <p>③関係条約(パリ条約、特許協力条約等)</p> <p>④その他(民法、民事訴訟法、独占禁止法、関税定率法、刑法等)</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第11回	<p>特許制度以外の知的財産権制度(1)著作権</p> <p>①その他の知的財産権制度</p> <p>②著作権制度</p> <p>③ウェブサービスにおける諸問題</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第12回	<p>特許制度以外の知的財産権制度(2)実用新案、意匠</p> <p>①その他の知的財産権制度</p> <p>②実用新案制度</p> <p>③意匠制度</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p> <p>【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)</p>
第13回	<p>特許制度以外の知的財産権制度(3)商標</p> <p>①商標制度</p> <p>・期末レポート課題の提示</p> <p>【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分)</p>

	【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)
第14回	特許制度以外の知的財産権制度(4)不正競争防止法、その他の周辺制度 ①その他の知的財産権制度 ②不正競争防止制度 ③種苗制度、その他の周辺制度 【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分) 【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)
第15回	特許権侵害等の知的財産権侵害とまとめ 特許等の紛争事例 【事前学習】テキストの該当項目を理解し、予習課題を実施する。(120分) 【事後学習】講義内容の要点整理を行う。(120分)
E-Mail address	kanda@fujimoto-p.jp
質問への対応(オフィスアワー等)	質問への対応(オフィスアワー等) 質問は、授業中19:50~21:20授業後に受け付ける。また、必要に応じてEメール(事務局経由)にて受け付ける。
履修上の注意事項(クラス分け情報)	なし。
履修上の注意事項(ガイダンス情報)	本講義に関連する「情報化社会と知的財産権」が情報化社会における知的財産権の役割が中心だが、本講義は、特許等知的財産権の権利化や利用等の説明が主としている。
学習上の助言	インターネットに代表される情報技術と知的財産権との関係は、情報技術の重要性が脚光を浴び、知的財産権として保護されるべきものと一般によく知られている状況である。特に、理工系の学生としては、特許法等の知的財産権法の理解が不可欠になっている。そして、社会では、理工系の仕事に携わる者には、具体的な開発の成果を「特許」で測る場面が増えている。 インターネットに代表される情報技術と知的財産権との関係を理解することが不可欠になっている。弁理士として実務に即した講義を行うが、受講者には、講義時のみではなく、事前・事後学習を通じて、これらの関係を理解し知識を深めてもらいたい。